



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正割賦販売法の施行により、クレジット業者への規制と消費者保護が強化されます。
企業統治の指針であるコーポレートガバナンス・コードが3年ぶりに改訂されます。

<適正・安全なクレジットカード取引を目指して！>

◇改正割賦販売法の施行

本年6月1日より、改正割賦販売法が施行されますので、クレジット事業を行う会社は、これに対応する必要があります。

改正のポイントは、概ね以下の通りです。

1 個別クレジット業者も登録制に

従来から登録が義務付けられていた包括クレジット（クレジットカード）業者だけでなく、**個別クレジット（ショッピングクレジット）事業を行う業者も登録が義務付けられました。**

2 規制対象範囲の拡大

従来、政令で定められた商品やサービスのみが規制の対象とされてきましたが（**指定商品・指定役務制**）、こうした制限が撤廃されました。

3 勧誘行為等の調査に関する義務

個別クレジット業者は、訪問販売等の特定の取引を行う加盟店の勧誘行為について、次のような行為を行っていないかを調査する義務を負うものとされました。

- ・重要事実の不実告知
- ・断定的判断の提供（例：「絶対儲かる！」）
- ・重要事項・不利益事実の故意の不告知
- ・威迫・困惑を生じさせる行為

4 個別クレジット契約のクーリングオフが可能に

消費者は、事業者に対し、**個別クレジット契約自体のクーリングオフ**を主張することができるようになりました。この場合、販売契約も原則的にクーリング・オフされたものとして取り扱われますので、売買自体が白紙に戻るようになります。

5 既払い金の返還請求

消費者は、一定の場合には個別クレジット契約を取り消し、**既払い金の返還を個別クレジット業者に請求することができるようになりました。**

6 支払可能見込額を超えるクレジット利用の制限

クレジット業者は、当該消費者の「**支払可能見込額**」を算定する義務を負い、これに基づいて算出される金額を超えてクレジットを発行することが制限されます。

7 信用情報の利用義務

クレジット業者は、消費者の他社のクレジットの債務額や支払状況を調査するため、**指定信用情報機関の提供する信用情報**を利用しなければならないものとされました。これにより、適正なクレジット利用の促進が期待されています。

<企業統治の指針が変わります！>

◆コーポレートガバナンス・コード3年ぶりの改訂

金融庁及び東京証券取引所は、本年6月を目途にコーポレートガバナンス・コードの改訂を行います。要旨以下の内容が新たに定められますので、上場企業においては“実施”、“説明”など、対応索

の検討が必要となります。

1 取締役会の機能発揮等について（原則4）

取締役会は、最高経営責任者（CEO）の選解任が会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続で資質を備えたCEOを選任すべきであるとともに、CEOがその機能を十分に発揮していない場合に**CEOを解任するための手続についても確立すべき**であると新たに定められました（原則4-3）。

そして、取締役会は、CEOの**後継者育成計画に主体的に関与**し、十分な時間と資源をかけて後継者育成が行われるよう監督することが求められることになりました（原則4-1）。

また、取締役は、**ジェンダーや国際性を含む多様性**が考慮されるべきであるとされ、監査役には適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであることが明記されるようになりました（原則4-11）。

2 政策保有株式について（原則1-4）

政策保有株式として上場株式を保有する場合、**毎年の取締役会で「個別に」株式の保有の適否を検証**することを求められることになりました。

また、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却の意向が示された場合には**売却を妨げてはならないこと**、政策保有株主との間で**株主共同の利益を害するような取引を行うべきではないこと**が新たに定められました。

3 企業年金の運用主として（原則2-6）

企業年金の積立金の運用について、**適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置**などの人事及び運用面における取り組みを行い、その**内容を開示すべき**であると新たに定められました。（友成、門屋）

法務トピックス

“生産性向上特別措置法”（平成30年5月23日公布）

IoTや人工知能等IT分野における急速な技術革新の進展による産業構造や国際的な競争条件の変化に対応するため、**産業の生産性の向上を短期間に実現するために必要な支援措置を講じることを目的に**制定されました。

①計画型「規制のサンドボックス制度」の創設

参加者や期間を限定して、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境の整備

②データ共有・連携のためのIoT投資の減税等

データの共有・連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対する減税措置等

③中小企業の生産性向上のための設備投資の促進

中小企業が市町村の認定を受けた導入計画に基づいて先端設備等を導入する際の支援措置